

住居確保給付金のご案内

令和2年4月20日から対象者が広がります

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

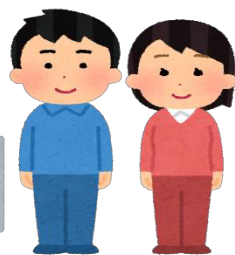
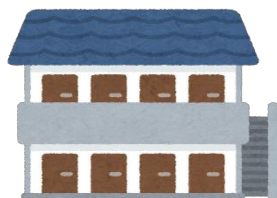
これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



仕事がない・減った家賃が払えない...



住居確保給付金の支給により、安定した生活を送ることができます。

主な給付要件チェックリスト

項 目				チェック欄
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？				☐
資産が一定額以内、かつ、収入基準額（※）を超える収入を得ていませんか？※収入基準額＝①基準額＋②家賃額（上限額以内）				☐
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	
①基準額（月額）	81,000円	124,000円	159,000円	
②家賃額（上限額）	35,000円	42,000円	46,000円	
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？				☐

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、豊橋市役所生活福祉課に相談してください。